

令和 6 年 第 3 回 さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 3 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号））	市 長	P 4
2	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）	〃	P 20
3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について	〃	P 22
4	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	〃	P 26
5	さくら市児童センター設置条例の一部改正について	〃	P 28
6	さくら市学童保育施設設置条例の一部改正について	〃	P 30
7	令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）	〃	P 33
8	令和 6 年度さくら市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)	〃	P 59
9	令和 5 年度さくら市一般会計決算の認定について	〃	P 77
10	令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	〃	P 78
11	令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	〃	P 79
12	令和 5 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	〃	P 80
13	令和 5 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	〃	P 81
14	令和 5 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	〃	P 82
15	令和 5 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	〃	P 83
16	損害賠償請求事件の和解について	〃	P 84

番号	事 件 名	提案者	ページ
17	栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	市 長	P 86
18	鷺宿辺地に係る総合整備計画の変更について	〃	P 87
報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	〃	P 90
報告 2	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（建築工事）請負契約の変更）	〃	P 92
報告 3	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（機械設備工事）請負契約の変更）	〃	P 94
報告 4	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約の変更）	〃	P 96
報告 5	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	〃	P 98
報告 6	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	〃	P 99
報告 7	令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	〃	P100

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分数 14 号 令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 14 号 専決処分書

令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 221 億 3,692 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 8 日

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,281,384	42,000	3,323,384
929,852	42,000	971,852
22,094,928	42,000	22,136,928

歳 出

款		項	
2 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,771,531	42,000	2,813,531
2,322,056	42,000	2,364,056
22,094,928	42,000	22,136,928

令和6年度さくら市一般会計補正予算
(第3号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款					補 正 前 の 額	
15	国	庫	支	出	金	3,281,384
					歳 入 合 計	22,094,928

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
42,000	3,323,384	
42,000	22,136,928	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
2 総	務 費	2,771,531	42,000
歳 出 合 計		22,094,928	42,000

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2, 813, 531	42, 000				
22, 136, 928	42, 000				

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,281,384	42,000	3,323,384
	2	国庫補助金	929,852	42,000	971,852
	1	総務費国庫補助金	423,523	42,000	465,523

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務費補助金	42,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（調整給付枠） 42,000

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	2,771,531	42,000	2,813,531	42,000			
	1	総務管理費	2,322,056	42,000	2,364,056	42,000			
		15 特別給付金 交付事業費	341,780	42,000	383,780	42,000			

2 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	42,000	○住民税非課税世帯支援・定額減税補足給付金事業 交付金
		42,000 42,000

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 9 号 損害賠償の額の決定について

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 6 月 25 日

さくら市長 花塚 隆志

市は、令和 3 年 4 月 21 日に発生した交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1. 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2. 事故の概要

グリーンラインとさくらロードが交わる交差点にて、さくらロードを喜連川方面から氏家方面に向かって走行していた公用車（甲車）と、グリーンラインを北西（国道 4 号）に向かって走行していた相手方の車（乙車）とが衝突した。

乙車の左前方が甲車の左後方に衝突し、甲車は半回転の後、ガードレールに接触し停止し、乙車は数メートル進み停車した。

3. 損害賠償の額

過失割合	市：相手＝9：1
物損分	1,112,849 円（保険会社同士の協議により決定）
人身分	2,071,564 円（裁判所和解案により決定、既支払額+和解案額）
合計	3,184,413 円

議案第 3 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年さくら市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表の 4 の項中「(昭和 57 年法律第 80 号)」の次に「(7 の項において「医療保険各法」という。)」を、「進学準備給付金の支給に関する情報」の次に「(以下「生活保護関係情報」という。)」を、「児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」を、「又は給付金の支給に関する情報」の次に「(以下「母子等資金貸付等関係情報」という。)」を、「特定医療費の支給に関する情報」の次に「(10

の項において「特定医療費関係情報」という。)」を加え、同表に次のように加える。

5 市長	児童福祉法による子育て短期支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	さくら市遺児手当支給条例（平成 17 年さくら市条例第 111 号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	さくら市妊産婦医療費の助成に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 112 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法による資格の認定、医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	さくら市児童医療費助成に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 113 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

9 市長	さくら市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 114 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子等資金貸付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		特定医療費関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	高等学校を卒業した者と同等以上の学力があることの認定のための試験の合格のための講座の受講に要する費用の助成（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項に規定する配偶者のいない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のいない男子であって、現に同条第 3 項に規定する児童を扶養しているもの（12 の項において「ひとり親」という。）に対するものに限る。）に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子等資金貸付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

12 市長	養育費に関する公正証書等（養育費の範囲、債権者、債務者等を表示した文書をいう。）の作成に要する費用の助成（ひとり親に対するものに限る。）に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第27条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第40条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第43条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後のさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例第25条第2項、第27条第2項、第40条第2項及び第43条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前のさくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第2項、第27条第2項、第40条第2項及び第43条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第5号

さくら市児童センター設置条例の一部改正について

さくら市児童センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市児童センター設置条例の一部を改正する条例

さくら市児童センター設置条例（平成19年さくら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改める。

第7条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「利用できる者（以下「使用者」という。）」を「利用できる者」に改める。

第8条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「児童センターを使用しようとする者は」を「前条第3号に規定する者が児童センターを利用しようとする場合は」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第10条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「（以下「使用者」という。）」を「（次項において「児童センター利用者」という。）」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用者」を「児童センター利用者」に改める。

第11条の見出し中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改め、同条中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改め、同条第1号中「に規定する」を「の規定により設置された」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項並びに第13条（見出しを含む。）中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改める。

第14条の見出し中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改め、同条第1項中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に、「第15条」を「次条」に改め、同条第2項中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改める。

第17条中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる放課後児童クラブ利用者のほか、市長が特に必要と認めるもの 市長が別に定める率の減額又は免除

第18条第2号中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

さくら市学童保育施設設置条例の一部改正について

さくら市学童保育施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市学童保育施設設置条例の一部を改正する条例

さくら市学童保育施設設置条例（平成23年さくら市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改める。

第1条中「（以下「学童保育」という。）」を「（以下「放課後児童クラブ」という。）」に、「さくら市学童保育施設（以下「学童保育施設」という。）」を「さくら市放課後児童クラブ施設（以下「クラブ施設」という。）」に改める。

第2条中「学童保育施設」を「クラブ施設」に改め、同条の表中「学童保育センター」を「放課後児童クラブ」に改め、同表に次のように加える。

南小放課後児童クラブ 別棟	さくら市氏家1061番地3
------------------	---------------

第3条第1項中「学童保育施設」を「クラブ施設」に改める。

第4条第1項第1号中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改め、同項第2号中「学童保育施設」を「クラブ施設」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改め、同条第2項中「学童保育施設」を「クラブ施設」に改める。

第7条の見出し中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改め、同条各号列記以外の部分中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改め、同条第1号及び第4号中「学童保育施設」を「クラブ施設」に改める。

第8条の見出し中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改め、同項中「第9条」を「次条」に改め、同項第4号中「学童保育施設」を「クラブ施設」に改め、同条第2項中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改める。

第11条中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改め、同条に次の1号を加える。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
市長が別に定める率の減額又は免除

第12条ただし書中「学童保育」を「放課後児童クラブ」に改める。

第13条中「学童保育施設」を「クラブ施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 9,399 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 224 億 3,092 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
	1 国 庫 負 担 金		
	2 国 庫 補 助 金		
16 県 支 出 金			
	1 県 負 担 金		
	2 県 補 助 金		
19 繰 入 金			
	1 特 別 会 計 繰 入 金		
20 繰 越 金			
	1 繰 越 金		
21 諸 収 入			
	4 雑 入		
歳 入 合 計			

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,323,384	155,055	3,478,439
2,341,763	129,892	2,471,655
971,852	25,163	997,015
1,509,427	38,514	1,547,941
990,439	32,472	1,022,911
405,658	6,042	411,700
1,641,656	58,463	1,700,119
15,636	58,463	74,099
400,000	25,882	425,882
400,000	25,882	425,882
1,593,840	16,078	1,609,918
142,489	16,078	158,567
22,136,928	293,992	22,430,920

歳 出

款		項	
1 議 会 費			
	1 議 会 費		
2 総 務 費			
	1 総 務 管 理 費		
	2 徴 税 費		
3 民 生 費			
	1 社 会 福 祉 費		
	2 児 童 福 祉 費		
	3 生 活 保 護 費		
4 衛 生 費			
	1 保 健 衛 生 費		
	2 清 掃 費		
5 農 林 水 産 業 費			
	1 農 業 費		
6 商 工 費			
	1 商 工 費		
7 土 木 費			
	1 土 木 管 理 費		
9 教 育 費			
	1 教 育 総 務 費		
	2 小 学 校 費		
	5 社 会 教 育 費		
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
182,993	9,831	192,824
182,993	9,831	192,824
2,813,531	24,272	2,837,803
2,364,056	21,802	2,385,858
199,415	2,470	201,885
7,193,128	234,706	7,427,834
3,180,693	28,523	3,209,216
3,473,390	204,365	3,677,755
538,895	1,818	540,713
1,538,971	11,320	1,550,291
835,046	8,900	843,946
703,925	2,420	706,345
588,414	6,554	594,968
567,344	6,554	573,898
1,845,406	2,730	1,848,136
1,845,406	2,730	1,848,136
2,427,250	1,344	2,428,594
153,147	1,344	154,491
2,994,732	3,235	2,997,967
697,817	703	698,520
723,951	700	724,651
476,408	1,832	478,240
22,136,928	293,992	22,430,920

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 消防費	1 消防費	消防団運営事業	11,038
9 教育費	6 保健体育費	給食センター建設 事業	77,701

令和6年度さくら市一般会計補正予算
(第4号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款					補正前の額
15	国	庫	支	出金	3,323,384
16	県		支	出金	1,509,427
19	繰		入	金	1,641,656
20	繰		越	金	400,000
21	諸		収	入	1,593,840
歳入合計					22,136,928

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
155,055	3,478,439	
38,514	1,547,941	
58,463	1,700,119	
25,882	425,882	
16,078	1,609,918	
293,992	22,430,920	

歳 出

款			補正前の額	補 正 額
1	議 会 費		182,993	9,831
2	総 務 費		2,813,531	24,272
3	民 生 費		7,193,128	234,706
4	衛 生 費		1,538,971	11,320
5	農 林 水 産 業 費		588,414	6,554
6	商 工 費		1,845,406	2,730
7	土 木 費		2,427,250	1,344
9	教 育 費		2,994,732	3,235
歳 出 合 計			22,136,928	293,992

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
192, 824				9, 831	
2, 837, 803	606			23, 666	
7, 427, 834	182, 499			52, 207	
1, 550, 291	4, 518			6, 802	
594, 968	3, 535			3, 019	
1, 848, 136				2, 730	
2, 428, 594	1, 008			336	
2, 997, 967	1, 403			1, 832	
22, 430, 920	193, 569			100, 423	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,323,384	155,055	3,478,439
	1	国庫負担金	2,341,763	129,892	2,471,655
		1 民生費国庫負担金	2,340,763	129,892	2,470,655
	2	国庫補助金	971,852	25,163	997,015
		2 民生費国庫補助金	145,397	20,741	166,138
		3 衛生費国庫補助金	102,648	3,750	106,398
		5 土木費国庫補助金	234,265	672	234,937

16		県支出金	1,509,427	38,514	1,547,941
	1	県負担金	990,439	32,472	1,022,911
		1 民生費県負担金	961,822	32,472	994,294
	2	県補助金	405,658	6,042	411,700
		3 衛生費県補助金	14,488	768	15,256
		4 農林水産業費県補助金	124,083	3,535	127,618
		6 土木費県補助金	3,684	336	4,020
		7 教育費県補助金	5,669	1,403	7,072

19		繰入金	1,641,656	58,463	1,700,119
	1	特別会計繰入金	15,636	58,463	74,099
		1 介護保険特別会計繰入金	15,635	58,463	74,098

20		繰越金	400,000	25,882	425,882
	1	繰越金	400,000	25,882	425,882
		1 繰越金	400,000	25,882	425,882

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	129,892	児童手当国庫負担金 (37/45, 4/6)	129,892
2 児童福祉費補助金	4,627	児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金 (1/2、2/3) 子ども・子育て支援事業費補助金	2,973 1,654
3 生活保護費国庫補助金	750	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金	750
4 老人福祉費補助金	15,364	認知症グループホーム等防災改修等支援事業	15,364
1 保健衛生費補助金	3,750	母子保健衛生費国庫補助金 (1/2)	3,750
1 土木費補助金	672	住宅・建築物安全ストック形成事業 (防災・安全交付金) (1/2)	672

3 児童福祉費負担金	32,472	児童手当県負担金 (4/45, 1/6)	32,472
1 保健衛生費補助金	768	栃木県産後ケア利用者負担軽減支援補助金 (10/10)	768
1 農業費補助金	3,535	県単独かんがい排水事業費 (35/100、50/100)	3,535
1 土木費補助金	336	民間住宅耐震診断助成事業補助金 (1/4)	336
1 学校教育費補助金	1,403	学校安全総合支援事業補助金 (災害安全)	1,403

1 介護保険特別会計繰入金	58,463	介護保険特別会計繰入金	58,463

1 繰越金	25,882	前年度繰越金	25,882

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		諸収入	1,593,840	16,078	1,609,918
	4	雑入	142,489	16,078	158,567
		2 雑入	142,484	16,078	158,562

節		説 明
区 分	金 額	
2 民生費雑入	16,078	子どものための教育・保育給付交付金国庫分過年度追加交付金 11,431 子どものための教育・保育給付交付金県費分過年度追加交付金 4,647

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		議会費	182,993	9,831	192,824				9,831
	1	議会費	182,993	9,831	192,824				9,831
	1	議会費	182,993	9,831	192,824				9,831

2		総務費	2,813,531	24,272	2,837,803	606			23,666
	1	総務管理費	2,364,056	21,802	2,385,858	606			21,196
	1	一般管理費	966,811	8,032	974,843	606			7,426
		4 会計管理費	52,397	1,180	53,577				1,180
		5 財産管理費	160,050	6,000	166,050				6,000
		7 企画費	249,579	2,250	251,829				2,250
		10 地籍調査事業費	23,907	1,210	25,117				1,210
		13 地方創生推進費	54,063	3,130	57,193				3,130

1 議会費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	4,500	○職員人件費 9,831
3 職 員 手 当 等	3,531	職員給 4,500
		通勤手当 40
		住居手当 336
4 共 済 費	1,800	時間外勤務手当 1,275
		期末手当 990
		勤勉手当 890
		職員共済組合負担金 1,800

3 職 員 手 当 等	3,520	○職員人件費 3,520
		児童手当 3,520
11 役 務 費	4,512	○文書収受・送付・廃棄事務 4,512
		通信運搬費 4,512
1 報 酬	800	○出納事務 1,180
		会計年度任用職員報酬 800
3 職 員 手 当 等	350	期末手当 200
		勤勉手当 150
8 旅 費	30	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 30
14 工 事 請 負 費	6,000	○公有財産管理運用事業 6,000
		工事請負費 6,000
1 報 酬	1,600	○総合政策課庶務事務 2,250
		会計年度任用職員報酬 1,600
3 職 員 手 当 等	650	期末手当 350
		勤勉手当 300
1 報 酬	800	○地籍調査事業 1,210
		会計年度任用職員報酬 800
3 職 員 手 当 等	350	期末手当 200
		勤勉手当 150
8 旅 費	60	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 60
1 報 酬	1,900	○地域おこし協力隊事業 3,130
		会計年度任用職員報酬 1,900
3 職 員 手 当 等	550	期末手当 300
		勤勉手当 250
8 旅 費	20	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 20
		消耗品費 200
10 需 用 費	200	業務委託料 460

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	2	徴税費	199,415	2,470	201,885				2,470
		1 税務総務費	141,496	2,470	143,966				2,470

3		民生費	7,193,128	234,706	7,427,834	182,499			52,207
	1	社会福祉費	3,180,693	28,523	3,209,216	18,337			10,186
		2 障がい者福祉費	1,279,878	5,947	1,285,825	2,973			2,974
		3 国民健康保険費	288,833	1,230	290,063				1,230
		5 老人福祉費	230,064	16,564	246,628	15,364			1,200
		6 介護保険費	608,046	4,782	612,828				4,782
	2	児童福祉費	3,473,390	204,365	3,677,755	163,412			40,953
		1 児童福祉総務費	1,857,559	8,477	1,866,036				8,477
		5 児童措置費	754,825	195,888	950,713	163,412			32,476

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	460	
1 報 酬	1,700	○税務課庶務事務 2,470 会計年度任用職員報酬 1,700
3 職 員 手 当 等	650	期末手当 350 勤勉手当 300
8 旅 費	120	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 120

18 負担金、補助 及び交付金	5,947	○地域障害児支援体制強化事業 5,947 補助金 5,947
1 報 酬	800	○国民健康保険庶務事務 1,230 会計年度任用職員報酬 800
3 職 員 手 当 等	350	期末手当 200 勤勉手当 150
8 旅 費	80	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 80
18 負担金、補助 及び交付金	16,564	○認知症グループホーム等防災改修等支援事業 15,364 補助金 15,364 ○高齢者補聴器補助事業 1,200 補助金 1,200
22 償還金、利子 及び割引料	255	○介護保険特別会計繰出金 4,527 他会計繰出金 4,527
27 繰 出 金	4,527	○低所得者保険料軽減負担金事業 255 償還金 255
1 報 酬	1,553	○こども政策課庶務事務 2,309 会計年度任用職員報酬 1,553
3 職 員 手 当 等	683	期末手当 354 勤勉手当 329
8 旅 費	73	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 73
22 償還金、利子 及び割引料	6,168	○子ども子育て支援推進事業 6,168 償還金 6,168
1 報 酬	753	○児童手当支給事業 195,888 会計年度任用職員報酬 753
3 職 員 手 当 等	283	期末手当 154 勤勉手当 129
8 旅 費	12	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 12

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	3	生活保護費	538,895	1,818	540,713	750			1,068
		1 生活保護総務費	27,156	1,818	28,974	750			1,068

4		衛生費	1,538,971	11,320	1,550,291	4,518			6,802
	1	保健衛生費	835,046	8,900	843,946	4,518			4,382
		1 保健衛生総務費	202,754	1,400	204,154				1,400
		3 母子保健費	128,670	7,500	136,170	4,518			2,982
	2	清掃費	703,925	2,420	706,345				2,420
		1 清掃総務費	703,925	2,420	706,345				2,420

5		農林水産業費	588,414	6,554	594,968	3,535			3,019
	1	農業費	567,344	6,554	573,898	3,535			3,019
		3 農業振興費	93,726	999	94,725				999
		5 農地費	174,311	5,555	179,866	3,535			2,020

6		商工費	1,845,406	2,730	1,848,136				2,730
	1	商工費	1,845,406	2,730	1,848,136				2,730
		1 商工総務費	94,061	2,730	96,791				2,730

7		土木費	2,427,250	1,344	2,428,594	1,008			336
---	--	-----	-----------	-------	-----------	-------	--	--	-----

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶 助 費	194,840	扶助費 194,840
11 役 務 費	84	○生活保護事務 1,818 通信運搬費 84
12 委 託 料	1,734	業務委託料 1,734

1 報 酬	1,000	○健康増進課庶務事務 1,400 会計年度任用職員報酬 1,000
3 職 員 手 当 等	400	期末手当 200 勤勉手当 200
12 委 託 料	7,500	○妊娠・出産包括支援事業 7,500 業務委託料 7,500
1 報 酬	1,600	○生活環境課庶務事務 2,420 会計年度任用職員報酬 1,600
3 職 員 手 当 等	700	期末手当 400 勤勉手当 300
8 旅 費	120	会計年度任用職員費用弁償（通勤） 120

18 負担金、補助 及び交付金	999	○さくら市農産物売上向上対策総合支援事業 999 補助金 999
18 負担金、補助 及び交付金	5,555	○県単かんがい排水事業 5,555 補助金 5,555

18 負担金、補助 及び交付金	2,730	○企業誘致推進事業 2,730 補助金 2,730
--------------------	-------	------------------------------

--	--	--

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	1	土木管理費	153, 147	1, 344	154, 491	1, 008			336
		1 土木総務費	153, 147	1, 344	154, 491	1, 008			336

9		教育費	2, 994, 732	3, 235	2, 997, 967	1, 403			1, 832
	1	教育総務費	697, 817	703	698, 520	703			
		3 教育研究所費	8, 010	703	8, 713	703			
	2	小学校費	723, 951	700	724, 651	700			
		1 学校管理費	708, 016	700	708, 716	700			
	5	社会教育費	476, 408	1, 832	478, 240				1, 832
		6 公民館費	74, 896	1, 150	76, 046				1, 150
		8 博物館費	141, 624	682	142, 306				682

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	1,344	○木造住宅耐震診断・改修事業 業務委託料
		1,344 1,344

7 報 償 費	134	○教育研究所運営事業	703
		報償金	134
10 需 用 費	569	消耗品費	552
		食糧費	17
17 備 品 購 入 費	700	○小学校管理事業 庁用器具費	700 700
1 報 酬	800	○氏家公民館運営事業	1,150
		会計年度任用職員報酬	800
3 職 員 手 当 等	300	期末手当	150
		勤勉手当	150
8 旅 費	50	会計年度任用職員費用弁償（通勤）	50
14 工 事 請 負 費	682	○ミュージアム施設維持管理事業 工事請負費	682 682

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(241) 346	424, 183	1, 246, 011	914, 038	2, 584, 232	515, 465	3, 099, 697	
補正前	(231) 346	410, 877	1, 241, 511	901, 721	2, 554, 109	513, 665	3, 067, 774	
比 較	(10) 0	13, 306	4, 500	12, 317	30, 123	1, 800	31, 923	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26, 563	35, 707	19, 450	919	129, 924	2, 265
	補正前	26, 563	35, 667	19, 114	919	128, 649	2, 265
	比 較	0	40	336	0	1, 275	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	41, 647	343, 005	293, 417	20, 810	0	331
	補正前	41, 647	339, 157	290, 119	17, 290	0	331
	比 較	0	3, 848	3, 298	3, 520	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 320	0	1,175,993	728,066	1,904,059	394,565	2,298,624	
補正前	(2) 320	0	1,171,493	721,015	1,892,508	392,765	2,285,273	
比 較	(0) 0	0	4,500	7,051	11,551	1,800	13,351	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,563	19,846	19,450	919	126,097	2,265
	補正前	26,563	19,806	19,114	919	124,822	2,265
	比 較	0	40	336	0	1,275	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	41,647	253,088	217,050	20,810	0	331
	補正前	41,647	252,098	216,160	17,290	0	331
	比 較	0	990	890	3,520	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(239) 26	424,183	70,018	185,972	680,173	120,900	801,073	
補正前	(229) 26	410,877	70,018	180,706	661,601	120,900	782,501	
比 較	(10) 0	13,306	0	5,266	18,572	0	18,572	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	15,861	0	0	3,827	0
	補正前	0	15,861	0	0	3,827	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	89,917	76,367	0	0	0
	補正前	0	87,059	73,959	0	0	0
	比 較	0	2,858	2,408	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

議案第 8 号

令和 6 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,772 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 4,094 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款				項			
4	支	払	基 金 交 付 金				
				1	支	払	基 金 交 付 金
8	繰		入 金				
				1	一	般	会 計 繰 入 金
9	繰		越 金				
				1	繰		越 金
歳 入 合 計							

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,013,780	3,634	1,017,414
1,013,780	3,634	1,017,414
607,836	4,527	612,363
607,836	4,527	612,363
1	229,564	229,565
1	229,564	229,565
3,903,220	237,725	4,140,945

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
5 基 金 積 立 金			
		1 基 金 積 立 金	
6 諸 支 出 金			
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
98,279	2,615	100,894
59,608	2,615	62,223
34,345	42,847	77,192
34,345	42,847	77,192
16,644	192,263	208,907
1,010	192,263	193,273
3,903,220	237,725	4,140,945

令和6年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款						補正前の額
4	支	払	基	金	交付金	1,013,780
8	繰		入		金	607,836
9	繰		越		金	1
歳入合計						3,903,220

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
3,634	1,017,414	
4,527	612,363	
229,564	229,565	
237,725	4,140,945	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
1	総 務 費	98,279	2,615
5	基 金 積 立 金	34,345	42,847
6	諸 支 出 金	16,644	192,263
歳 出 合 計		3,903,220	237,725

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
100, 894				2, 615	
77, 192				42, 847	
208, 907				192, 263	
4, 140, 945				237, 725	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		支払基金交付金	1,013,780	3,634	1,017,414
	1	支払基金交付金	1,013,780	3,634	1,017,414
		1 介護給付費交付金	990,622	3,634	994,256

8		繰入金	607,836	4,527	612,363
	1	一般会計繰入金	607,836	4,527	612,363
		2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	9,683	1,912	11,595
		4 その他一般会計繰入金	98,199	2,615	100,814

9		繰越金	1	229,564	229,565
	1	繰越金	1	229,564	229,565
		1 繰越金	1	229,564	229,565

4 支払基金交付金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	3,634	介護給付費交付金 3,634

2 過年度分	1,912	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 1,912
2 事務費繰入金	2,615	事務費繰入金 2,615

1 繰越金	229,564	前年度繰越金 229,564

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	98,279	2,615	100,894				2,615
	1	総務管理費	59,608	2,615	62,223				2,615
	1	一般管理費	59,608	2,615	62,223				2,615

5		基金積立金	34,345	42,847	77,192				42,847
	1	基金積立金	34,345	42,847	77,192				42,847
	1	介護給付費 準備基金積 立金	34,345	42,847	77,192				42,847

6		諸支出金	16,644	192,263	208,907				192,263
	1	償還金及び 還付加算金	1,010	192,263	193,273				192,263
	2	介護給付費 返還金	7	192,263	192,270				192,263

1 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	1,600	○介護保険事務 2,615
3 職 員 手 当 等	700	会計年度任用職員報酬 1,600
		期末手当 400
8 旅 費	160	勤勉手当 300
		会計年度任用職員費用弁償（通勤） 160
11 役 務 費	155	通信運搬費 155

24 積 立 金	42,847	○基金積立金 42,847
		基金積立金 42,847

22 償還金、利子及び割引料	133,800	○介護給付費等返還金 192,263
		償還金 133,800
27 繰 出 金	58,463	他会計繰出金 58,463

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(10) 8	18,669	27,279	23,105	69,053	8,960	78,013	
補正前	(8) 8	17,069	27,279	22,405	66,753	8,960	75,713	
比 較	(2) 0	1,600	0	700	2,300	0	2,300	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	198	572	240	15	4,000	0
	補正前	198	572	240	15	4,000	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	477	9,564	8,039	0	0	0
	補正前	477	9,164	7,739	0	0	0
	比 較	0	400	300	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(0) 8	0	27,279	15,810	43,089	8,960	52,049	
補正前	(0) 8	0	27,279	15,810	43,089	8,960	52,049	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	198	258	240	15	4,000	0
	補正前	198	258	240	15	4,000	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	477	5,785	4,837	0	0	0
	補正前	477	5,785	4,837	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(10) 0	18,669	0	7,295	25,964	0	25,964	
補正前	(8) 0	17,069	0	6,595	23,664	0	23,664	
比 較	(2) 0	1,600	0	700	2,300	0	2,300	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	314	0	0	0	0
	補正前	0	314	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	3,779	3,202	0	0	0
	補正前	0	3,379	2,902	0	0	0
	比 較	0	400	300	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

議案第 9 号

令和 5 年度さくら市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度さくら市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 10 号

令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画
整理事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 11 号

令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 12 号

令和 5 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 13 号

令和 5 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度さくら市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日 提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 14 号

令和 5 年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び
決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度さくら市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度さくら市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 15 号

令和 5 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及
び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度さくら市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度さくら市下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 16 号

損害賠償請求事件の和解について

宇都宮地方裁判所令和４年（ワ）第４７０号損害賠償請求事件について、下記の内容により和解したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項１２号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方

2 事件の要旨

相手方は、柔道整復の施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったなどとして、本来であれば市が療養費等の全額を支給しないはずであるところ、これを支給させ市に損害を与えたため、損害金等の支払いを求める訴えを令和４年７月に提起し、今般、宇都宮地方裁判所から和解の提案があったもの。

3 和解の内容

別紙和解条項のとおり

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

令和4年（ワ）第470号 損害賠償請求事件

原告 さくら市

被告

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件損害賠償として金1,949,328円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和6年11月29日限り、原告口座（足利銀行 氏家支店・普通預金 70408 ・「サクラシカイケイ カリシナガ イロマサ」）宛振込送金の方法で支払う。
但し、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 被告が前項の支払を怠ったときは、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する前項の期限の日の翌日から年5%の遅延損害金を支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第 17 号

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年栃木県指令市町村第 864 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 18 号

鷺宿辺地に係る総合整備計画の変更について

鷺宿辺地に係る公共的設備を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

総 合 整 備 計 画 書

栃木県さくら市 鷺宿辺地
(辺地の人口 790 人 面積 10.66k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

栃木県さくら市鷺宿

(2) 地域の中心の位置

栃木県さくら市鷺宿 4480 番地 4

(3) 辺地度点数

136 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

鷺宿地域は、さくら市の北西部に位置し、西は矢板市に接する。

通称「喜連川丘陵」と呼ばれる丘陵の間にあり、南側の一部に工業団地があるが、大半は農地の中に集落が点在する農村地帯である。

地域内を一級河川である内川が貫流し、その沿岸には肥沃な水田地帯が形成されており、基幹作物である水稻栽培をはじめとして、にら、なす等の園芸作物の栽培、更には肉用牛の繁殖、肥育等による畜産も盛んな地域である。

しかし、近年では、農業従事者の高齢化・後継者不足という課題が深刻化しており、それに対する打開策として、農業の機械化・集約化が促進されていることから、大型の農耕車が長距離を移動する必要性が高まっているが、既存の農道は幅員が狭く、大型農耕車の通行に支障をきたしているため、早急に農道の改良が必要である。

さらに、市道 K3148 号、K3152 号及び K3188 号は、舗装の経年による劣化が進行し、車両の走行に支障をきたしていることから、地域住民の安全性と利便性の向上を図るため早急に修繕する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和8年度まで 7年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財 源 内 訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額
				特定財源	一般財源	
鷺宿下原農道	さくら市		19,000	0	19,000	19,000
鷺宿山谷 (和久)農道	さくら市		15,500	0	15,500	15,500
鷺宿中橋農道	さくら市		6,000	0	6,000	6,000
鷺宿梶内農道	さくら市		13,370	0	13,370	13,300
市道K3152号	さくら市		260,000	130,000	130,000	130,000
市道K3148号	さくら市		80,000	40,000	40,000	40,000
市道K3188号	さくら市		30,000	15,000	15,000	15,000

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 10 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 12 日

さくら市長 花塚 隆志

市は、令和 6 年 7 月 8 日に発生した事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1. 損害賠償の相手方

住所

氏名

2. 事故の概要

令和 6 年 7 月 8 日午前 10 時頃、都市整備課作業員が荒川右岸堤防で乗用草刈機による除草作業中、上流側から下流側に進行し作業を行ったところ、乗用草刈機右後方部からの飛び石により被害者自宅の窓ガラスを損壊させた。

3. 損害賠償の額 11,000 円

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 11 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 17 日

さくら市長 花 塚 隆 志

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、契約金額を次のとおり変更する。

1 工事名

さくら市給食センター新築工事（建築工事）

（令和 6 年 3 月 15 日議決）

2 契約の相手方

船山・岡村特定建設工事共同企業体

代表構成員 栃木県さくら市喜連川 6402 番地

船山建設工業株式会社

構成員 栃木県さくら市氏家 2544 番地

岡村建設株式会社

3 契約金額

変更前 1,086,800,000 円

変更後 1,104,455,000 円

4 工期

変更無し 令和 6 年 3 月 18 日～令和 7 年 6 月 10 日

5 変更理由

- （1）労務単価の急激な上昇に伴う特例措置のため
- （2）施工性・安全性等を確保すべく、別工事で予定していた地盤改良を本工事にて先行施工する必要性が生じたため

報告第 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 12 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 17 日

さくら市長 花 塚 隆 志

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、契約金額を次のとおり変更する。

1 工事名

さくら市給食センター新築工事（機械設備工事）
（令和 6 年 3 月 15 日議決）

2 契約の相手方

野沢・コボリ特定建設工事共同企業体

代表構成員 栃木県さくら市馬場 24 番地 1
野沢エンジニアリング株式会社

構成員 栃木県さくら市氏家 2433 番地 21
コボリ工業株式会社

3 契約金額

変更前 951,500,000 円

変更後 962,236,000 円

4 工期

変更無し 令和 6 年 3 月 18 日～令和 7 年 6 月 10 日

5 変更理由

労務単価の急激な上昇に伴う特例措置により、請負代金を変更する必要が生じたため。

報告第 4 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 13 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 17 日

さくら市長 花 塚 隆 志

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、契約金額を次のとおり変更する。

1 工事名

さくら市給食センター新築工事（電気設備工事）
（令和 6 年 3 月 15 日議決）

2 契約の相手方

横田・大進特定建設工事共同企業体
代表構成員 栃木県さくら市葛城 1959 番地 2
有限会社横田電気
構成員 栃木県矢板市針生 39 番地 13
大進電気工事株式会社

3 契約金額

変更前	390,005,000 円
変更後	394,867,000 円

4 工期

変更無し 令和 6 年 3 月 18 日～令和 7 年 6 月 10 日

5 変更理由

労務単価の急激な上昇に伴う特例措置により、請負代金を変更する必要が生じたため。

報告第 5 号

一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

報告第 6 号

株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書を別冊のとおりに提出する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

報告第 7 号

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、別冊監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	—	(13.11 %)
・連結実質赤字比率	—	(18.11 %)
・実質公債費比率	8.0%	(25.0 %)
・将来負担比率	—	(350.0 %)

2 資金不足比率

・水道事業会計	—	(20.0 %)
・下水道事業会計	—	(20.0 %)

注 1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

注 2 () 内は当市の令和 5 年度決算に係る早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

令和 6 年 9 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志